

生徒指導主任のマネジメント能力とその形成課題

富山大学 堀井啓幸

1. 前提となるミドルリーダーとしてのマネジメント能力

(1) 求められる主任等のマネジメント能力

今、教育をめぐるさまざまな改革案がだされている。個々の学校の自律性・自主性を確立するための方策を提言した中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」(1998年9月)では、地方教育行政の在り方だけでなく、個々の学校(運営)の在り方についても指摘している。例えば、「校長を補佐する運営体制が十分ではなく、校長の権限と責任に基づく適正な学校運営が行われない場合がある」ために校長の職務の円滑な執行に資するための職員会議の位置付けや校長に対する一定限度の予算権・人事権の付与などが提言されている。ここでは、学校の自律性・自主性の確立のために、特に校長の強いリーダーシップが求められているとよい。ただし、答申の性格上の限界もあるが、リーダーシップを行使すべき校長の専門的力(形成)の有り様については明確に示されていない。

学校に組織マネジメントの発想を導入し、校長が独自性とリーダーシップを発揮できるようにすべきだと提言したのは、教育改革国民会議報告「教育を変える17の提案」(2000.12.22)である。ここでは、校長を補佐するための教頭複数制を含む運営スタッフ体制の導入や、行政全体として情報を開示し、組織マネジメントの発想をもつべきであることなどが示されているが、組織マネジメントの発想そのものの中身まで言及していない。ただし、校長のリーダーシップもそれを補佐する教職員との連携がなければ、独善的なリーダーシップとなって、個々の学校の自律性・自主性の確立と結びつかないことは自明である。前述の答申や報告も含めて、最近の教育改革に関わる提言では、規制緩和の方針を打ち出し、行政の通知、許可、承認を減らそうとする内容が多いことから、法的な強制力で教職員を説得するやり方は通用せず、教職員との共通理解がこれまで以上に求められることになる。ここに、主任等にマネジメント能力が必要とされている背景がある。

小島弘道は、主任は、わが国独自なものであり、学年という組織で関係する教員と一緒に仕事をするという文化・慣行のもとで、「こうした部門活動を方向づけ、教職員を動機づけ、そして部門活動を促進させるうえで主任への期待は大きい」⁽¹⁾として、わが国の学校風土の独自性という視点から主任の役割を強調している。教頭や主任の省令化は、個々の学校における教職員の垂直分化を進め、学校における官僚制化をもたらしたという見方もあるが、教頭・主任は自らの持つ専門性を生かして、教師の関心、自主性を高めることに貢献する、これからの学校の組織基盤形成に必要な人

材といえる。とりわけ、「総合的な学習の時間」などの展開に関わる特色ある学校づくりや、戦後最大のピークと言われる校内暴力、不登校児童・生徒の急増、学級崩壊など学校が抱える深刻な問題など個々の教師の力を結集しなければ前進しない問題が山積みしている状況では、組織の統制的な構造と教師一人ひとりの求める自律性・自主性とのギャップを調整し、ひとつの目標に向かって教職員が一体化できる体制づくりが大切になる。そのためにはインフォーマルなリーダーシップが必要不可欠であり、それは校長より教頭、さらには主任のほうが発揮しやすい。その点、主任は、どんな場合でも管理される者の人間的な要求を踏まえながら専門的な指導をしていくことが望まれるミドルリーダーでなければならないのである。特に、児童・生徒観あるいは指導観に関する価値観が多様化し、その多様性の受容が求められる一方で、教育活動の一体化という統一性が同時に求められる生徒指導領域（機能）におけるミドル的リーダーシップは重要である。

(2) 具体的に求められるマネジメント能力とは何か

天笠茂は、これからの学校における主任像、すなわち存在感ある主任であるために必要とされる資質能力として以下の4点をあげている⁽²⁾。

- a 自ら思考する力（自ら得た情報をもとにして自ら思考すること）
- b ビジョンづくり（将来のビジョンづくりに関するノウハウを獲得すること）
- c 組織する力（組織をつくり動かすノウハウをもつこと）
- d 挑戦する精神（困難な課題にも挑戦しようとする精神について、思考や精神面における柔軟さを内包させたタフネスさ）

これらの指摘は、これまでも学校における協働作業の在り方を論じる上で（具体化、体系化されてはこなかったが）常に問われてきた（協働の）主体に関わる問題であるといえる。ただし、主任の制度化だけでなく、最近の教育問題への対応、それに関わる少人数指導のための加配など指導組織をめぐる新たな環境のなかで指導組織にかかわる問題をどう捉え直しをするかが、今、具体的に問われている。ちなみに、教授—学習活動における協働化は1968（昭和53）年の学習指導要領でも目指されていたが、この時点での協働化は、教育の効率の追求、教師の指導上の得手不得手の解決、「教育の現代化」推進のための指導力の相互支援などの観点から行なわれたものであり、現在の協働化は教育の個性化の実現という教育改革の理念の実現とリンケージさせて、それを実現するために必要な条件として理解されうる性質のものである。

吉本二郎は、この点にかかわってかなり以前から「教育上の効率は・・・人間の協力方式が重要な基盤になる」（『学校経営学』国土社、1965年）と指摘している。以前から行なわれてきた、これにかかわる代表的研究として、教職員のモラルについての研究やチームティーチングの研究がある。しかし、これらの研究のなかで目指されていた、「指導過程」と「経営過程」の関係構造の分析は、最近に至るまでほとんど進んでいなかった。その点、天笠らが指摘する主任の役割についての具体的な提言は、これまでのモラル研究やチームティーチングの研究、実践の限界を再吟味し、これまで欠落していた「学習組織」についての研究とも視野に入れた重要な示唆を含んでい

るといえよう。

主任の法規上の役割は、「連絡・調整」及び「指導・助言」であり、この役割はこれからも変わらないだろう。ただ、小学校で6学年6学級、中学校で3学年3学級の学校も珍しくなくなってきたという状況において、学年主任などが形式的にしか存在しないという学校も多くなり、改めて、何のための主任なのかを見直すべき時にある。また、実際に、他の教師への指導・助言が自らの指導力を問われるために消極的になることもあると聞く。こうした現状は、具体的な生徒指導が難しくなっている生徒指導主任に直接あてはまる。生徒指導主任は、自らをミドルリーダーとして自覚し、積極的、創造的な教育活動をしていく必要があるのである。

2. 生徒指導にマネジメント能力は必要か—生徒指導論小史—

(1) 大塚学校経営研究会における「学校経営＝生徒指導」論争小史

ところで、生徒指導におけるマネジメント能力の在り方、その形成課題を問う前提として、生徒指導が学校経営の問題としてどのように扱われてきたかをふりかえてみる必要がある。なぜならば、今でこそ、教育経営の研究領域として、当たり前には生徒指導の問題が取り上げられるようになったが⁽³⁾、これまで、生徒指導の問題は、教科指導と並んで学校教育における両輪、あるいは教科指導を含む重要な教育機能であるにも関わらず、必ずしもそれに見合った評価・位置づけがされてこなかったように思われるからである。

管見の限り、生徒指導と学校経営の関係を積極的に意識して書かれた著作は、宇留田敬一編『生徒指導のための学校経営』（明治図書、1982年）が最初である。宇留田教授は「まえがき」において、1981（昭和51）年12月の教育課程審議会答申のねらいの第一に「人間性豊かな児童生徒の育成」が示されたことを受けて、「『人間性』ということばの意味を教育の立場から問い直し、人間性を育成するために学校および教師そのもののあり方、教科をはじめとする教育活動のあるべき姿を追求しなければならない」⁽⁴⁾と述べている。その点、同書において、生徒指導が、例えば、問題のある児童・生徒に対する指導など限定的にとらえるのではなく、学校教育の中心となる機能（あるいは領域）であるという視点から、多様に論究されている点、それだけで意義があったことはいうまでもない。ただ、ここでは、生徒指導がトータルな人間教育であることをあえて無意識的に前提として、当時の教育（課程）改革が「人間性」育成の教育をねらいにしていたことに関わって必然として公刊された感がある。

実はこの前年に、筑波大学を退官される宇留田教授の業績をふりかえるという過程で、生徒指導と学校経営の関係が検討されていることに注目したい。論文として公になったのは、以下に引用する、西 謙司「学校経営研究における生徒指導論の位置と課題」及び、大石勝男「主任の制度化に伴う生徒指導組織の実態と課題」（大塚学校経営研究会『学校経営研究』第7巻、1982年）であるが、大塚学校経営研究会の合宿研修等で、当時、「生徒指導」「特別活動」領域で全国の教職員に多大な影響力をもっていた宇留田教授の研究・実践について、特に学校経営研究における「生徒指導」研

究・実践の位置づけについて忌憚のない意見のやりとりがあったことを記憶している。要するに、それまで、前述したように「指導過程」と「経営過程」の学的な統合が不十分であり、学校経営研究に多くの教職員の貴重な実践を取り入れつつも、その実践について学校経営研究としてどのようなスタンスを取るのかが積極的に研究できていなかったといえる。こうした作業は、宇留田教授の実践・研究の足跡をたどるという作業で初めて可能になったのである。

前述論文において、西が「学校の本来の機能が何であるかという議論を前提として、はじめて生徒指導をめぐる問題状況の把握が可能になるのであり、この点で宇留田教授の所論は明快さに欠ける」⁽⁶⁾と指摘し、生徒指導をめぐる学校総体としての課題析出の不十分さ（言い換えれば、学校経営研究としての不十分さといえるであろう）を述べている。それに対して、当時、東京都の高等学校長であった大石は、生徒指導に関する実践が文部省の『生徒指導の手引き』に代表される考え方に基づくものと全生研的な考えに代表されるもの⁽⁶⁾の二者択一的な考え方が顕著であり、「このことが学校における生徒指導の経営上の困難さを助長している」⁽⁷⁾と認知しており、『生徒指導の手びき』（文部省、1965年初刊）作成のキーパーソンであった宇留田教授の業績を高く評価している。

この対比は興味深い。当時、主任の制度化の問題を抱えていた個々の学校において、生徒指導主任の役割をどのようにとらえるのかが重要であり、輪番制で担当していた生徒指導主任を専門職としてとらえ直すことが、「管理組織と指導組織の一体化」⁽⁸⁾を図るうえで大きな課題であったのである。これは、まさしく学校経営研究にどう生徒指導（主任）を位置づけるかという切実、現実的な問題でもあった。西が指摘するように、学校本来の機能は何なのかという生徒指導機能の前提の検討が欠ければ、生徒指導主任の役割についての検討が偏ってしまう危険性がある。ただ、一方で、いまだに、この当時から問題にされていた専門職としての生徒指導主任を前提にした管理組織と指導組織の一体化を図る生徒指導（主任）像が確立されていないことを問題とすべきであろう。

(2) 今、改めて問われる生徒指導のためのマネジメント能力

いじめや登校拒否（不登校）の問題が深刻になるなかで、文部科学省では、それらの問題に悩んでいる子どもたちのために、スクールカウンセラーを派遣し（平成13年度は3750校に配置）、さらに「ハートケア教育相談活動モデル推進事業」として、各都道府県にモデル地域を設け、生徒指導などの教育相談専門家や教員養成大学の学生を地域の教育事務所に配置し、定期的に複数の学校を巡回して相談活動をするなどの施策が行われている。

スクールカウンセラーのほとんどは、大学、大学院において心理学を専攻し、「臨床心理士」の資格をもつプロのカウンセラーである。教育実践の場において、これまでも幾度となく「カウンセリング・マインド」の重要性は問われてきたが、問題状況がなかなか好転しないいじめや登校拒否の解決に、これまでの生徒指導・（学校）教育相談とは指向性が異なる心理療法的手法を直接導入する試みとみてよいだろう。しかし、一方で、いじめ、登校拒否など1970年代以後目立つようになってきた児童・生徒の諸問題行動は、これまでの学校や学級において行われてきた教育活動の有り様との関わりが指摘されていることも見逃すことはできない。すなわち、国が中心になってすすめてい

るスクールカウンセラーの導入など心理療法的な手法の成否は、これまでの学校における教育活動や教師の生徒指導という観点に立脚して行われてきた生徒指導の現状と問題点を確かに踏まえて行われるか否かにかかっている。その点、改めて、今日的な意味での生徒指導主任の在り方と新たなマネジメント能力が問われているのである。

公立学校の教育相談係（教師）として、スクールカウンセラーの受け入れを担当し、現在スクールカウンセラーとして勤務している瀬戸美奈子は、スクールカウンセラーが同僚性をもった専門家として機能するよう、コーディネーターとしての教師の必要性を提言している⁽⁹⁾。こうした役割は、生徒指導主任に新たに必要とされるマネジメント能力とあってよいだろう。ただ、瀬戸らが全国のスクールカウンセラー派遣校（高等学校）で調査した結果から、コーディネーターに必要な能力として抽出された能力は、「話し合い能力」「専門的知識（生徒の発達上の課題や精神疾患や人間関係づくりなどに関する知識）」「援助チーム形成能力」「状況判断」「役割権限」など⁽¹⁰⁾であり、これまで生徒指導主任に求められてきた能力と重複する要素も多いのである。

西は、前掲書において、（1980年代の）生徒の問題行動、生徒指導の現状を踏まえ、まず、教師の指導力に着目し、「今日のわが国の教師は、aの軸の専門性（指導内容に関する学識と一般的な指導技能の専門性）はかなり高い水準に近づいているとみられるが、bの軸の専門性（個々の児童・生徒への理解・受容力と学習刺激力の程度）において低迷している」⁽¹¹⁾と指摘した。そして、校内教師集団と生徒指導の隘路として、教師の同僚性にみられる平等主義の名のもとで「互いに干渉しない」という規範の問題を指摘している⁽¹²⁾。今の児童・生徒を如何に見て、如何に受容するか（いわゆるEQ的能力）は常に教師が感覚を鋭敏にしていかなければならない、ある意味で今日の教師としてのレーゾンデートルを問われる問題であるが、特に、スクールカウンセラーを代表として、児童・生徒に対して多様なみかたができる人たちと如何に連携し得るかが、生徒指導主任における生徒指導のマネジメント能力の重要な要素として指摘できるかもしれない。

3. 児童・生徒の実態に焦点化された生徒指導のマネジメント能力とその形成課題

(1) 規範意識の低下と権威的な生徒指導のギャップの克服

比較的犯罪傾向が強い、また、非行を繰り返す傾向のある少年たちが収容されている少年鑑別所、少年院の関係者が最近の非行少年の特徴を以下の4点に整理している⁽¹³⁾。

a 集団による事件が増えている。それらの中には、集団心理により逸脱行動に弾みがつき凶悪事件に発展している事例が目につく。b 過去に非行歴のない少年が、衝動的・突発的に重大事件を起こす事例が増えている。怒りや不満の感情を抑えたり、適切に処理できず、爆発させてしまう結果と考えられる。c 覚醒剤事犯が増えている。また、比較的安価になり、入手の機会も増えたことなどにより、非行歴の浅い少年が乱用に陥る事例が増えている。d 共感性に乏しい少年、うまく対人関係を結べない少年、「悩まない」少年が増えている。そのため、指導上、少年との間に信頼関係を築いたり、自己の問題点に目を向けさせるために、従来より時間と手間がかかる。

ここで示されている最近の非行少年像は、学校や家庭、地域で普通に生活する少年たちにも共通し、明確に区分することができない特徴が少なくない。すなわち、問題行動が一般化しつつある状況があり、その点において、これまでの権威主義的と批判された生徒指導はその在り方を、よって立つ学校教育の在り方から再検討すべきなのである。

非行など反社会的な逸脱行動も含めた、子どもの学校、家庭、地域への不適応行動は、その子どもにとって一回一回の個人史の積み重ねによる自己表現であり、我々が操作的な欲望を捨ててその本人に語らせるという態度をとらないかぎり、そうした主体としての子どもの行動は理解できない。その点、これまでの学校における生徒指導が、子どもの立場から、子どもを丸ごととらえる体制を構築できていたのかが問われているとよい。子どもを丸ごととらえるとは、一つには、公教育体制の下での学校といういわば操作的な環境のもとで規定される子ども（こうした子どもを児童・生徒と呼ぶ）を児童・生徒という視点だけでとらえようとすることの無理に気づくことである。そうした気づきのためには、学校が単に学習の場だけでなく、生活の場であることに留意して生徒指導を行うことが大切である（例えば、学校組織における学習組織と生徒指導組織の密接な関係を意識する、外的規範重視の生徒指導一服装、髪型などの細かいチェックなど一から内的規範を重視した生徒指導への転換を図っていくなど）。

また、もう一つには、家庭、地域との連携を強化したうえで、生徒指導を行うことが大切である。周知のように、万引きを含む窃盗、あるいは飲酒、喫煙などの行為が、学校を始め、警察などによって厳しく取り締まられているにも関わらず、これらの行為に対する未成年者の罪の意識が低下しているという事実がある。

これまで、子どもの非行についての見解は、「法に触れなければよい」という論理が働いているといわれてきたが、こうした調査結果をみてみると、法律で禁止されている行為に対しても罪の意識が低下してきていることがわかる。そして、罪の意識の低下の原因の一つとして、家庭を含む地域社会全体のモラルの低下があるのである。友達関係的な家庭の親子関係のなかで、なあなあにされてしまっているもの、また、テレビ等でタレントが未成年のときにそうした行為をしていたことを吹聴し、それを許してしまう社会的風潮も関わっている。

現代の子どもたちは、少子化や遊び空間の喪失などによって、徒党を組んで悪さをするというギャングエイジ的な時期、機会を得られないのであって、「昔はよかった」的な発言、それに同調する社会的風潮は、現代の子どもたちが思い切って自然体験等できる基盤を作ってからでないと認められるべきではない。その点、生徒指導主任は現行学習指導要領の核になっている体験学習の意味をよく理解し、そうした学習において認められる児童・生徒の状況をしっかり把握しながら指導をしていくことが大切である。

(2) ネットワークづくりによる生徒指導の構造改革

1999（平成11）年の生涯学習審議会答申「生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ」では、冒頭で1998（平成10）年の文部省調査のデータを示し、「生活体験が豊富な子どもほど道徳

観・正義感が充実」「お手伝いをする子どもほど、道徳観・正義感が充実」することを明記している。こうした提言が、生涯学習審議会から出されているように、生徒指導に関しても学校中心主義で行うのではなく、学校、家庭、地域が連携して、役割分担をしながら行うことが大切であると示唆される。これは、万引き、窃盗などの問題行動が規範意識の低下などによって安易に行われていることから、ある意味で必然的なことかもしれない。しかし、家庭や地域の教育力の低下のみならず、家庭、地域の崩壊が問題にされている今日、安易に役割分担を説くことは、子どもに対する教育責任の放棄に直結する危険性もある。改めて、以下に述べるようなネットワークづくりに基づいた学校における生徒指導の枠組み、そして、それに関わる個々の教員（特に生徒指導主任）の力量を形成（養成）していく必要がある。

①保護者の学校参加と情報公開

イギリスの学校の地域的な経営管理(Local Management of School)や学校理事会(School Governing Body)の制度やその考え方をそのまま導入するには無理があるとしても、「地域連絡協議会」や「学校評議員制度」を活用して、学校や教育行政機関が保護者に対する当該学校の情報開示に出来るかぎり努め、保護者の協力を得られる体制を常に構築しておくことが大切である。特に、学校では、保護者の学校教育に対する期待を把握し、個々の学校の教育方針を踏まえながらそれに応える努力を惜しまないことが大切である。

現状において、保護者が、学校に期待するのは、学力としつけであるといつてよい。学力については、学校週5日制完全実施に伴った授業時数の目減りが保護者がもちやすい入試に対する不安感と結びついて、子どもに過度な塾通いを強いることにつながる危険性がある。過度な塾通いなどが浸透しないように、子どものゆとりの問題に絶えず目配りし、「生きる力の育成」という今回の教育課程改革のねらいの達成に留意すべきである。また、しつけについては、本来家庭で行うべきしつけを学校に委ねがちな保護者とその問題にどこまで踏み込むべきか迷いがちな学校との境界線を明確にしていく努力が必要である。特別活動の時間が削減され、学校行事も地域に返そうという今回の教育課程審議会の方向から、特に「体験学習」をどのように行っていったらよいか、学校と保護者が共に協議し、共に実施していく場を設けたい。

②地域による家庭教育への支援体制とネットワーク的生徒指導の核となる生徒指導主任

1997（平成9）年に「母子保健法」が改正され、母子保険事業の実施主体が市町村に一元化されたことを受けて、市町村教育委員会が実施する家庭教育事業が増加した。また、これまでの、例えば「いのちの電話」などのボランティア的相談事業に加えて、1998年度からは、「家庭教育カウンセラー」の研究嘱託事業も始まり、子育てに対する保護者の不安を気軽に相談できる体制も全国的に整いつつある。子どもの教育を学校、家庭、地域が連携して行うという視点からは期待される施策である。一方、文科省ではスクールカウンセラー派遣校を大幅に増やして学校における子どもたちのための相談体制を整えつつある。学校化された社会では、目の前にいる子どもをどう把握し、どういう大人、人間に育てようとするのか、その理念と方策が曖昧になっている。その点、子ども、

保護者等の参加を含めた学校内外の人材活用は、教師が、目の前にいる児童・生徒を多角的な視点からありのままにじっくり見据えるための手段といえる。子どもを地域全体で共に育てる指向（地域化・情報の共有化）が生まれてくれば、子どもの生きている姿が見えてくる。それは、袋小路に陥っている現在の学校の生徒指導を活性化させると同時に、地域・家庭の教育力を回復させていくことにもつながろう。その点、生徒指導主任には、地域・家庭との役割分担の意義を積極的に認めるという意識改革が学校内での意識改革者としても同時に求められるだけでなく、これからの生徒指導の在り方について、地域・家庭における教育観の転換をも図っていく地域のオピニオンリーダー、実践者、コーディネーターとしての役割が求められている。

<注>

-
- (1) 小島弘道『21世紀の学校経営をデザインする 下巻—マネジメントとリーダーシップ—』教育開発研究所、2000年、137頁。
- (2) 天笠 茂『スクールリーダーとしての主任』東洋館出版、1998年、40～47頁。
- (3) 例えば、永岡順編著『現代教育経営学—公教育システムの探求—』（教育開発研究所、1992年）では、拙稿「学校病理と生徒指導」があり、「1 学校病理の特質と構造、2 学校教育システムと児童・生徒の不適合、3 生徒指導の枠組みと学校の管理体制、4 教育経営システムの柔軟化と児童・生徒の自主性・主体性」という枠組みで構成されている。中留武昭は、こうした取り上げ方について、「従来において内部経営の問題として処理されやすかった経営上の課題が国—地方—学校というトータルな視点において見直されている」として評価している（中留武昭「書評」大塚学校経営研究会『学校経営研究』第18巻、1993年、138頁）。
- (4) 宇留田敬一編『生徒指導のための学校経営』明治図書、1982年、2頁。
- (5) 西 譲司「学校経営研究における生徒指導論の位置と課題」大塚学校経営研究会『学校経営研究』第7巻、1982年、23頁。
- (6) 大石によれば、「生活指導」という用語以外使用しない全生研による集団主義教育をすすめる人々は次のような立場をとっていると指摘する（大石勝男「主任の制度化に伴う生徒指導組織の実態と課題」大塚学校経営研究会『学校経営研究』第7巻、1982年、34頁に所収）。
 ・学級管理的立場というのは、学級の外面的秩序の確立維持のみでなく、そのような外面的秩序の内面化させることを目的とした子どもの心情面の統制もふくめて、それらいつさいの責任を教師が負おうとする立場をさす。このような学級管理的立場が学校経営における学校管理的な立場、さらには教育における権力支配の体制に淵源しているものであることはいうまでもない（という立場）。
 ・保守権力の教育支配が強められていくことによって、日々の職場で正しい民主的な教育ができなくなり、職制の圧力や仲間の分裂で職場が苦しくなっている。これに負けてしまっただけでは自ら教師としてしあわせになれないし、子どもたちをしあわせにすることはできない。そこでわれわれ教師こそ、「抵抗力のある教師」「権力に対決できる教師」「社会の矛盾に対決できる教師」にならなければならない（という立場）。
- (7) 大石、前掲論文、34頁。
- (8) 同上、41頁。
- (9) 瀬戸美奈子「スクール・カウンセラー連携におけるコーディネーターの役割」『教職研修』教育開発研究所、2002年8月号、94～97頁。
- (10) 瀬戸美奈子・石隅利紀「高校におけるチーム援助に関するコーディネーション行動とその基盤となる能力および権限の研究—スクールカウンセラー配置校を対象として—」『教育心理学研究』

第 50 卷 2 号、2002 年、76～86 頁、同上論文所収。

(11) 西 譲司「生徒指導のための教師集団のあり方」宇留田敬一編『生徒指導のための学校経営』明治図書、1982 年、118 頁。

(12) 同上、119 頁。

(13) 法務省矯正局編『現代の少年非行を考える』財務省印刷局、1998 年。